

令和4年11月9日
株式会社イスコ

労働者派遣法に基づく情報公開

労働者派遣法(第23条第5項)に基づき、下記の情報を提供いたします。

■労働者派遣事業に係る情報提供

| | |
|--------------------|---|
| 派遣労働者数 | 5名 |
| 派遣先の数 | 4社 |
| 派遣料金平均額(8時間当たり) | 32,613円 |
| 派遣労働者の平均賃金(8時間当たり) | 18,118円 |
| マージン率 | 44.4% |
| キャリアコンサルティング窓口 | 相談窓口 : 営業グループ 連絡先 : 03-5823-5561 |
| 教育訓練に関する事項 | ・社会人研修/社会人としての心構えやビジネスマナーなどの教育 ・基礎プログラミング/パソコンの使い方からプログラミングの仕組みを教育訓練 ・個別プログラミング 基礎/各言語の基礎知識学習 応用/他プラットフォームやデータベース、Webサーバーとの連携など ・リーダー研修/システム技術者のチームリーダーが主に何をすべきか等の教育訓練 |

・マージンには、派遣元事業者として会社負担する健康保険・厚生年金・雇用保険・労働保険の費用となる社会保険料、事業運営費として営業担当者の人件費や営業活動諸費用・オフィス賃貸料、福利厚生費、研修費等が含まれています。

・福利厚生に関する事項:年次有給休暇・定期健康診断・企業年金積立・退職金共済等

■労働者派遣法第30条の4第1項の労使協定に関する事項

- ・労使協定の締結の有無 : 締結済
- ・労使協定の対象となる派遣労働者の範囲 : 派遣先でソフトウェアの作成業務に従事する社員
- ・労使協定の有効期間 : 令和4年4月1日から令和6年3月31日まで